

岩手県告示第90号

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県大窪山森林公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和2年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 次の表に掲げる額

表 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円 530
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	210
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	4,720

2 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日